

認可外保育施設の認可化移行に係る支援費補助金交付要綱

制 定 平成26年9月30日（市長決裁）

（目 的）

第1条 この要綱は、認可外保育施設の改修等により、民間法人等が整備する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する認可保育所（以下「認可保育所」という。）の整備に要する費用に対し、予算の範囲内で費用を補助することにより、認可外保育施設の認可保育所への移行を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者等）

第2条 この要綱において補助の対象となる事業者は、認可外保育施設設置者のうち、当該保育施設の認可保育所への移行について市長が認めた法人等とする。

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は補助対象事業者としないものとする。

（補助対象経費）

第3条 この要綱において補助の対象となる経費は、既存の建築物の改修等に必要な費用のうち、別表に掲げるものとする。

（補助の必要条件）

第4条 補助の対象となる施設は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- （1）設備及び運営は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）に適合するものであること。
- （2）整備に要する費用について財源措置が確実なものと市長が認めるもの
- （3）10年以上継続して運営が確保できるものと市長が認めるもの

（補助金額の算定）

第5条 整備に関わる施設費等補助金額の算出は、別表に定めるものとする。

（端数処理）

第6条 前条の規定により算出した対象経費の補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（補助の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、工事請負及び備品等購入契約締結前に、補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に補助金の申請をするものとする。

（補助の交付決定）

第8条 市長は、補助の申請があったときは、補助申請について内容審査のうえ補助の適否及び金額を決定するものとする。

（補助金の交付等）

第9条 補助金は設計及び工事の進捗状況に応じて、現地検査のうえ市長が適当と認めた場合に交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費の一部を前払い

にて支払うことができる。

- 2 補助金の額及び交付時期は、補助金交付指令書（第2号様式）により別途明示するものとする。
- 3 補助金の請求は、前2項で定める交付時期に合わせて行うものとする。

（市中小企業者への優先発注等）

第10条 補助の決定を受けた者は、工事請負を締結する際、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）による一般競争入札を実施しなければならない。ただし、別表に掲げる施設整備費に必要な経費の予定価格が100,000,000円以下となる工事請負契約については、5者以上を指名し、うち市内中小企業者を半数以上とする指名競争入札によって事業者を決定することを可能とする。

2 補助の決定を受けた者は、備品等購入契約を締結する際に、別表に掲げる備品等に必要な経費の予定金額が1件1,000,000円を超える契約については、市内中小企業者2者以上から見積書の徴収を行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により契約を締結することを可能とする。

- (1) 現に契約履行中の契約に直接関連する契約を契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等、競争入札に付することで当該契約者以外の者に履行させるより明らかに有利と認められるとき。
- (2) 1件1,000,000円以下又は市内中小企業者では対応できない備品等を購入するとき。
- (3) 入札に必要な設計図書等を作成するとき。ただし、この場合の費用上限は補助額の10%以下とする。
- (4) その他整備に重大な支障が生じるとき。

（届け出等）

第11条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第4号に該当する場合は、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第3号様式）により、第5号及び第6号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

- (1) 一般競争入札並びに指名競争入札の実施及び2者以上から見積書の徴収を行ったとき。
- (2) 工事に着手したとき。
- (3) 工事を完了したとき。
- (4) 随意契約により契約を締結する場合。
- (5) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。
- (6) 事業を中止し、又は廃止する場合。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。

- (3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。
- (4) 第10条の規定に違反したとき。
- (5) その他この要綱に反したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は取り壊し（以下「財産処分」という。）てはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、財産処分を行うことができる。この場合において、市長は交付した補助金を返納させることができるものとする。

(事業実績報告)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完成したときは、60日以内に事業実績報告書（第4号様式）及び発注実績報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金額の確定通知)

第15条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、認可外保育施設認可化移行支援事業費補助金額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第8条に規定する交付決定額が同額の場合には、補助金額確定通知書による通知は省略することができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の報告)

第16条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入れ控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を控除した額を返還するものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(物価高騰対策に伴う特例)
- 2 別表に定める基準額に係る既定の適用について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
補助額	・移行後の定員が90人以上の場合 基準額 64,000,000円 ・移行後の定員が90人未満の場合 基準額 32,000,000円	・移行後の定員が90人以上の場合 基準額 73,300,000円 ・移行後の定員が90人未満の場合 基準額 36,700,000円

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年5月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(物価高騰対策に伴う特例の附則の改正)
- 2 令和5年4月1日に施行した附則を次のとおり改める。
附則第2項中「当面の間」を「令和6年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(物価高騰対策に伴う特例)
- 2 別表に定める基準額に係る既定の適用について、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行後の定員が90人以上の場合 基準額 64,000,000円 ・ 移行後の定員が90人未満の場合 基準額 32,000,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行後の定員が90人以上の場合 基準額 78,100,000円 ・ 移行後の定員が90人未満の場合 基準額 39,100,000円

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係、第5条関係)

補助対象経費	施設整備費、設計監理費、設計費、備品、建物賃借料、仮設設置費 ※用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外とする。 ※建物賃借料は移転等による新規契約の場合のみ、最大4か月分 ※仮設設置費は3,800,000円を上限とする。
補助額	市長が認めた対象経費（当該金額が次の基準額を超える場合は基準額）に4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行後の定員が90人以上の場合 基準額 78,100,000円 ・ 移行後の定員が90人未満の場合 基準額 39,100,000円
次の費用は、補助の対象としない。 (1) 土地の買収に要する費用 (2) 造成工事に要する費用 (3) 職員の宿舍に要する費用 (4) その他整備費として市長が適当と認めない費用	